

平成20年9月24日

総務省

社団法人デジタル放送推進協会

「総務省テレビ受信者支援センター」の業務開始

—地域における地上デジタル放送に関する受信相談体制を整備—

2011年7月の地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に向けて、テレビ受信者の皆様のデジタル化対応に関する相談対応や支援等を行うための拠点「総務省テレビ受信者支援センター」が、本年10月1日（水）から全国11か所において業務を開始いたします。

本支援センターの業務開始に当たり、同日、各地において開所式を開催いたします。

総務省では、2011年（平成23年）7月24日の地上テレビジョン放送のデジタル放送への完全移行に向けて、テレビ受信者の皆様に円滑にデジタル放送に移行していただくため、デジタル化対応に関する相談対応や支援等の受信者支援を行うための拠点である「総務省テレビ受信者支援センター」を設置すべく手続を進め、公募手続を経て、本年9月3日にその実施団体として社団法人デジタル放送推進協会を決定したところです。

社団法人デジタル放送推進協会では、同決定を受け、同支援センターの設置に向けて準備を進めてまいりましたが、この度その準備が整い、本年10月1日に業務を開始する運びとなりましたので、お知らせいたします。

総務省テレビ受信者支援センターの概要は、別紙1のとおりです。

なお、総務省テレビ受信者支援センターの業務開始に当たり、別紙2のとおり、同日、各地において開所式を開催いたします。

（参考）

- 1 総務省テレビ受信者支援センターは、総務省の補助事業として実施・運営されます。
- 2 総務省テレビ受信者支援センターは、平成20年度、札幌市、仙台市、東京都、長野市、金沢市、名古屋市、大阪市、広島市、松山市、福岡市及び熊本市の全国11か所に設置されます。
- 3 テレビ受信者の皆様からのお問合せについては、「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」（地デジコールセンター、電話：0570-07-0101）において一括して受け付けます。

(連絡先)

総務省情報流通行政局

地上放送課デジタル放送受信者支援室

(担当：竹内補佐、大出主査)

電話：(代表) 03-5253-5111 (内線 5792)

(直通) 03-5253-5792

「総務省テレビ受信者支援センター」の概要

1 今回業務を開始するテレビ受信者支援センター

平成20年10月1日に設置及び業務開始するテレビ受信者支援センターは、次のとおりです。

なお、平成21年度には、各都道府県に少なくとも1か所の拠点を設置する予定です。

センターの名称	所在地等	担当地域
総務省 テレビ受信者支援センター 統括本部	〒150-0047 渋谷区神山町16-2 電話：03-3468-7933	—
総務省 北海道地域 テレビ受信者 支援センター	〒060-0004 札幌市中央区 北4条西5-1-48 電話：011-271-3720	北海道
総務省 東北地域 テレビ受信者 支援センター	〒983-0035 仙台市宮城野区 日の出町1-5-33 電話：022-237-5301	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
総務省 関東地域 テレビ受信者 支援センター	〒150-0047 渋谷区神山町16-2 電話：03-3468-7955	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県
総務省 信越地域 テレビ受信者 支援センター	〒380-0836 長野市南長野南県町 680番地 電話：026-235-1911	新潟県、長野県
総務省 北陸地域 テレビ受信者 支援センター	〒920-0352 金沢市観音堂町子 18番地 電話：076-267-7800	富山県、石川県及び福井県
総務省 東海地域 テレビ受信者 支援センター	〒461-0005 名古屋市東区 東桜1-13-3 電話：052-954-5930	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県
総務省 近畿地域 テレビ受信者 支援センター	〒540-0008 大阪市中央区 大手前4-1-20 電話：06-6937-3421	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
総務省 中国地域 テレビ受信者 支援センター	〒730-0037 広島市中区 中町6番30号 電話：082-249-7447	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県
総務省 四国地域 テレビ受信者 支援センター	〒790-0021 松山市真砂町119番地 電話：089-943-6011	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
総務省 九州・沖縄地域	〒810-0005	福岡県、佐賀県、長崎県、大

テレビ受信者 支援センター	福岡市中央区 清川1-9-19 電話：092-531-2291	分県、宮崎県、鹿児島県及び 沖縄県
総務省九州・沖縄地域 テレビ受信者支援セン ター（熊本分室）	〒860-0806 熊本市花畑町2-15 電話：096-325-6255	熊本県

(お問合せに当たっての留意事項)

テレビ受信者の皆様からのお問合せについては、「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」(地デジコールセンター)において一括して受け付けます。

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター
(地デジコールセンター)

(電 話) 0570-07-0101

(受付時間) 平日 9時～21時
土日・祝日 9時～18時

(地デジコールセンターとテレビ受信者支援センターは、相互に連携・協力の下、地上デジタル放送の普及推進を図ります。)

2 業務の概要(平成20年度)

テレビ受信者支援センターでは、テレビ受信者の皆様が円滑に地上デジタル放送に移行していただけるよう、デジタル化対応に関する相談対応や支援、調査等、地域に密着した受信者支援を行います。

(1) 受信相談への対応

- ・デジタル化対応に当たっての個別・専門的な相談への対応
- ・受信方法の助言
- ・混信等、原因の特定が困難な相談への訪問を含めた対応

(2) 周知広報、説明会の開催

- ・地域の広報紙を利用等した周知広報
- ・地域での集会やイベントの場を利用した説明会の開催

(3) 共聴施設のデジタル化対応の働きかけ

- ・共聴施設の管理者や管理会社等へのデジタル化改修の働きかけ
- ・共聴施設利用者への説明

(4) 受信状況の調査

- ・混信や難視等の受信状況の調査
- ・調査結果を基に、放送事業者等関係機関への対策検討の要請及び受信相談対応への反映

(5) その他

- ・総務省の各総合通信局等、放送事業者、地方公共団体その他関係の機関・団体等との連携・協力の下、地上デジタル放送を普及推進

「総務省テレビ受信者支援センター」開所式

1 開所式の日時及び会場

開所式は、各地域ごとに開催いたします。開所式の日時及び会場は、次のとおりです。

開所式に関するお問合せについては、総務省テレビ受信者支援センター統括本部（電話：【9月26日（金）まで】03-5455-7910、【9月29日（月）以降】03-3468-7933）までお願いいたします。

センターの名称	日時	会場
総務省 北海道地域 テレビ受信者 支援センター	平成20年10月1日（水） 10時00分～	札幌市中央区北4条西5-1 アスティ45 10階会議室
総務省 東北地域 テレビ受信者 支援センター	平成20年10月1日（水） 10時00分～	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 2階大会議室
総務省 関東地域 テレビ受信者 支援センター	平成20年10月1日（水） 10時00分～	渋谷区神南2-2-1 日本放送協会 101スタジオ
総務省 信越地域 テレビ受信者 支援センター	平成20年10月1日（水） 14時00分～	長野市南長野南県町680番地 エステート長野ビル1階 支援センター事務室
総務省 北陸地域 テレビ受信者 支援センター	平成20年10月1日（水） 10時00分～	金沢市観音堂町チ18番地 石川テレビ放送(株) 1階会議室
総務省 東海地域 テレビ受信者 支援センター	平成20年10月1日（水） 10時00分～	名古屋市東区東桜1-13-3 日本放送協会名古屋放送局 R3スタジオ
総務省 近畿地域 テレビ受信者 支援センター	平成20年10月1日（水） 14時30分～	大阪市中央区馬場町2-24 KKRホテル大阪
総務省 中国地域 テレビ受信者 支援センター	平成20年10月1日（水） 10時30分～	広島市中区袋町6番36号 広島市まちづくり市民交流プラザ
総務省 四国地域 テレビ受信者 支援センター	平成20年10月1日（水） 10時00分～	松山市真砂町119番地 支援センター事務室
総務省 九州・沖縄地域 テレビ受信者 支援センター	平成20年10月1日（水） 10時00分～	福岡市中央区清川1-9-19 渡辺通南ビル 4階
総務省 九州・沖縄地域 テレビ受信者支援セン ター（熊本分室）	平成20年10月1日（水） 11時00分～	熊本市二の丸1-4 合同庁舎二号館 4階共用会議室

（関東地域については、総務省テレビ受信者支援センター統括本部の開所式と合わせて開催いたします。）

2 開所式の概要

- ・ 主催者挨拶
- ・ 来賓挨拶
- ・ 業務概要説明
- ・ テープカット